

香港の一国二制度の堅持を求める決議（案）

わが国と香港は、経済・文化的な交流を通じ緊密な関係を築き上げてきた。香港が「一国二制度」の下、自由で開かれた社会を繁栄させていくことは、我が国を含めたアジア太平洋地域の発展に繋がる。また、二〇一九年八月二十六日のG7首脳宣言においても、香港の高度な自治権を認め、一九八四年の英中共同声明の存在と重要性が再確認されている。しかるに、本年六月に中国政府が施行した香港国家安全維持法は、こうした高度な自治を保障する一国二制度を事実上崩壊させるものであり、国際社会にとって到底容認できるものではない。

そこで、六月に我が国を含む二十七か国は、同法が香港の権利や自由を害するとして、中国に再検討を求める共同声明を発表した。同法の施行に伴い、既に多くの市民が拘束・逮捕されたほか、立法会選挙の延期に続き、四人の民主派議員の資格剥奪、他の民主派議員の辞職、抗議活動を行った元議員の逮捕という事態に至っている。国際的な法の支配を脅かす現在の香港情勢を強く懸念するとともに、一刻も早い事態の收拾に資するべく、以下決議する。

一、香港情勢について、深く憂慮する。関係者に対し、香港が「一国二制度」の下、自由で開かれた社会を維持することの重要性を指摘し、香港市民の民意を尊重した対話と自制による平和的な話し合いを通じた解決を求める。

二、香港特別行政区政府には、一国二制度の堅持とともに、自由・民主主義・人権の尊重・法の支配という現代社会の普遍的価値に基づいた行動をとることを求める。また、香港に駐在する日本企業や在留邦人の安全確保を強く求める。

三、日本政府には、中国政府および香港特別行政区政府に対し、一国二制度を堅持し、事態の改善に向けた努力を促し、自由で開かれた香港が維持されるよう働きかけることを求める。また、香港に駐在する日本企業や在留邦人の安全確保に尽力するように求める。